

令和7年度香川地方最低賃金審議会
第2回香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和7年10月6日（月）
香川労働局第1会議室

出席者	公益側	岡崎、平野、元木
	労働者側	門、土田、箸方
	使用者側	木下、白石、田中

- 議題
- (1) 参考人意見聴取について
 - (2) 最低賃金に関する基礎調査結果について
 - (3) 香川県特定（電気）最低賃金額改正の審議について
 - (4) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の第2回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人はおりません。

机上にあります資料についてご説明いたします。

まず、最低賃金に関する基礎調査結果です。

次に、賃金引上げの支援策と業務改善助成金のリーフレット、香川県の最低賃金です。

業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等にその費用の一部を助成する制度で、9月5日から対象事業所の範囲を拡充しております。

香川県の最低賃金につきましては、地域別最低賃金が10月18日から1,036円に引き上げられます。電気につきましては、現行の最低賃金が1,030円ですので、地域別最低賃金が発効される10月18日以降は、時間額1,036円以上の賃金を支払っていただく必要があることにご留意いただきたいと思います。

続いて、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2025（令和7）年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業等、病院等、建設業、情報通信業、宿泊業）のご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「キャリアアップ助成金」のご案内、を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、元木部会長、議事の進行をお願いいたします。

○元木部会長

それでは、議題1番目の「参考人意見聴取について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先般の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料 No. 7-1、7-2として配付させていただき、本日持参いただいているものと思います。よろしくお願ひいたします。

○元木部会長

それでは、委員の皆様は既に目を通していただいていることは思いますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足をお願いしたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

○土田委員

それでは資料 No. 7-1、17ページになりますが、労働者側の意見を土田からご説明させていただきたいと思います。

1つ目として、特定最低賃金というのは地域別最低賃金とは異なり、18歳以上65歳未満かつ業務の内容も特定された基幹的労働者を対象とした制度であるということです。具体的に言いますと、第1回専門部会資料 No. 8に香川県の最低

賃金の一覧がございますけれども、特定最低賃金のところに表がございます。右から2番目に適用除外される労働者とありますて、こういった方々は適用除外になります。電気については、見ていただけたるとわからると思いますが、具体的に言いますと（3）ロの手作業によりというこの部分がほかの業種に比べても多いということになるので、電気の特定最低賃金は産業の中核を担っている労働者の賃金であると言えると思っております。

香川県の地域別最低賃金につきましては10月18日から1,036円に引き上げられるということで、先ほど申し上げたように産業の中核を担う労働者にふさわしい水準としては、それを上回るような額の設定が不可欠であると思っております。

2つ目は、この特定最低賃金制度は正規と非正規の不合理な待遇差の解消において重要な役割を担っているということです。同一労働同一賃金関連法を踏まえて、賃金格差の是正が求められておりまして、特定最低賃金制度の活用も重要です。申出書に添付した労働協約の18歳における最低賃金が1,335円ということですので、その金額に引き上げることが産業全体の底上げにつながるであろうと考えております。

次に、資料の18ページに移りまして、電機産業は我が国的主要産業でありまして、製造業の従業員の約15%を占めるということと、生産額でも大きな比重を持っているということです。香川の地域経済においても中核でございまして、公正競争と健全な取引環境の確保に必要不可欠であると思っております。

4点目ですが、政府や業界団体につきましては、適正取引や価格交渉シーンを通じまして労務費の上昇分を転嫁できる環境づくりというのを進めているということです。

5つ目ですが、電機産業はデジタル化や脱炭素化に貢献する成長産業でございます。電機産業の付加価値というのは、資料の20ページ、21ページにグラフを示しております。時間当たり国内総生産の推移ということで、全産業と製造業、電機を比較しております。電機は全産業に比べて大体140%ということなんですが、21ページの雇用者報酬については全産業に対して120%ほど上回っているということで、水準が見合っていないと考えております。優秀な人材を確保し、定着させるためにも特定最低賃金の水準引上げが必須であると考えております。

6点目は、19ページになりますが、日本経済のことです。日本経済は回復傾向にありますけども、物価上昇が続いているというような状況です。生産雇用情勢については、今年6月の政府の月例経済報告において、鉱工業生産は横ばい、業種別にみて電子部品デバイスは持ち直しの動きがみられるとなっておりますし、雇用情勢については改善の動きがみられるとなっており、人手不足感が高い水準になっております。

7点目は、電機連合の今年の春の賃上げの状況でございますが、電機は一般機

械、船舶、自動車の労働組合で組織をしております金属労協が上部団体としてございます。そこが示した月額 21 万 4 千円、時間当たりにして 1,330 円を最低到達目標ということで位置付けて、企業内最低賃金の引上げに注力をしております。その結果、実際に多くの組合で月額換算 20 万円、時給換算で 1,294 円以上確保することができております。また、連合の調べになりますけれども、短時間や有期契約労働者の方の賃上げも進んでいるという状況になっております。

最後の 8 点目、総論、まとめということになりますけども、電機産業が香川県の経済をリードしていくためには基幹的労働者にふさわしい賃金を保障することが不可欠であると考えております。特定最低賃金は春の賃上げ状況を広く波及させ、産業の魅力を高め、生産性や競争力を強化する役割を担っていると考えております。我々は資料の最後に記載されている①、②、③の観点で金額改正を要請しますということです。以上です。

○元木部会長

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

それでは続きまして、使用者側の意見書の説明をお願いします。

○白石委員

それでは白石から補足といいますか、資料 No. 7 – 2 の要旨を説明させていただきます。地方最賃の意見書とかなり重複している部分がございますので、前半は少し省略させていただきますが、資料の 1. は現下の景気状況で全国大の統計、日本銀行高松支店が発表したデータ、四国財務局のデータ、それから四国新聞社が県内の企業にアンケートを取った内容を記載しております。総じて、トランプ関税の影響が今後も大きくなるのではないかということで、下振れのリスクがかなり高まっているという感じでございます。

2. は企業物価指数の上昇ですけども、いろんなものの値段が上がって所得水準の引上げが主張されますが、一般消費者だけではなく、企業も当然同じであります、原材料費とかエネルギー費用がかなり上がっていますということが記載されております。

3 番目は、そういった原価が上がっている部分を価格のほうに転嫁すれば今まで通り稼ぎは確保できますけれど、価格の転嫁状況は 24 ページの下の欄に記載されておりますが、日本商工会議所のデータや中小企業庁、帝国データバンクのデータを見ましても未だに進んでいないという状況です。特に 25 ページの（3）帝国データバンクについては四国地区の実態調査で、表の下にコメントを記載しておりますが、業種別の価格転嫁率の状況は、卸売りの 53.4% が最も高く、製造業 44.6% ということで 2 番目ですけども、100 円上がった部分が 44 円しか転嫁

できていません、ということが記載されております。以下、小売り、医療、旅館、ホテル、サービスがどんどん下がっています。これにつきましては、地方最賃のほうでこうした業種に対して特段の配慮、サポートが必要であると主張させていただいたところでございます。

4番目、倒産の状況なんですが、残念ながら倒産や廃業が増えているというお話をございます。

5番目が 26 ページの真ん中になりますけど、香川県の電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を取り巻く環境でございます。全部読ませてもらいますが、こういった業界においては半導体に関しては AI やロジック、メモリーなど一部の製品においては回復傾向が顕著であるものの、最大の需要国の一つである中国の景気低迷などにより市況は依然として厳しい状況にあります。また、EV 電気自動車の昨年秋からの予期せぬ市況低迷、売れなくなっています。自動車関連部品に限りがみられるなど混乱の度合いも増しております。WSTS、世界半導体市場統計というのがございますけど、2025 年の世界半導体は前年比 11% の伸びが予想されていますが、前述のとおり、ロジックやメモリーが大きく牽引する結果であり、アナログやセンサー、光半導体と一般部品の伸びは小規模にとどまっています。要するに、大手企業への一極集中という状況にありまして、香川県内に多く存在する中小企業への恩恵はほとんど見られないと考えられます。また、価格転嫁のほうになりますけれども、人件費や原材料費、電気料金の高騰による製造原価の圧迫など収益面でも大きな影響が出ています。

8月 18 日の電波新聞、これは業界紙ですけれども、記事によりますと 2025 年度通期の売上高は大手電機メーカー 7 社のうち 6 社が前年度比マイナス予想に転じており、相互関税の影響も含め、厳しい市況にあることが伺えます。特に香川県内で大勢を占める中小企業・小規模事業者にあっては、原材料費等の上昇分を価格転嫁することさえも難しいというのが実態です。さらに賃金他の人件費の大幅な上昇については、業績悪化に及ぼす影響が極めて大きいと考えるところです。

最後になりますけども、27 ページ、さまざまなコスト上昇や不十分な価格転嫁、さらには世界経済の減速という先の見えづらい環境の中で、事業者は最大限の努力を行っております。ここ数年の最低賃金の大幅アップについては疑問が残りますけれども、今この時を乗り切る方策を考えだし、何とかこの苦境を乗り切らなければならぬと、中小企業・小規模事業者の経営者は知恵を絞り、従業員の方々の生活を守り、事業を続けてまいりますので、経営実態と離れた大幅な引き上げとならぬよう慎重な審議により決することを強く求めます。以上でございます。

○元木部会長

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

ただ今、労側、使側双方より発言がございました。

ただ今の発言に関して、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

○元木部会長

それぞれのお立場からの貴重な意見であり、この後の金額審議に当たりまして、双方とも十分に斟酌いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、次に、議題2番目の「最低賃金に関する基礎調査結果について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは本日お配りしております資料をご覧ください。今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における結果でございます。まず1ページの1 最低賃金に関する基礎調査結果概要についてです。この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、本年6月分の賃金について調査を実施しております。民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が100人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから他に分類されないサービス業がそれぞれ30人未満となっております。この中から一定の方法で抽出いたしました1,856事業所に対しまして調査を依頼し、回答がありました837事業所、9,069人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、65事業所 970人の結果に基づいて集計し、母集団に復元したものでございます。

次に、5ページからの総括表、(1)をご覧ください。これは、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。総括表(1)は、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。続いて、11ページからの賃金分布表(4)をご覧ください。これは、適用除外者を含めた全ての労働者の賃金分布状況を示したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金

の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

元に戻っていただいて、5ページからの総括表（1）をご覧ください。一番左側の時間当たり所定内賃金額の欄の1,030円の行をご覧ください。真ん中ぐらいにあると思います。はじめに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金を下回っている人の割合を「影響率」と言います。現在の最低賃金額が1,030円ですので、1,030円を下回っている労働者の割合については、1,030円の1円下1,029円の欄の右側下段の累積構成比に4.2%とあり、1,030円を下回っている労働者が4.2%いるということです。この4.2%が「未満率」ということになります。また、仮にこれを10円引き上げて1,040円にすると、1,039円の欄の右側下段の累積構成比に7.6%とあり、1,040円に引き上げると7.6%の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数130人に影響が出るということになります。これらをグラフ化したものが、3ページの未満率、影響率表になっております。

最後に、総括表（1）の最終ページ、10ページをご覧ください。一番下の行の左端に、第1・20分位数、第1・10分位数などとありますが、第1・20分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べた時に、20等分に分けた低い方から見て、最初の境界、つまり5%のところの賃金額を示しています。ここで言うと1,030円となります。以上でございます。

○元木部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

（意見等なし）

○元木部会長

それでは、ないようですので、議題3番目の「香川県特定（電気）最低賃金額改正の審議について」に移ります。

労使双方の意見、基礎調査結果及び各種資料等を参考とされまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思います。

なお、金額審議に当たって、公益側といたしましては、労使双方の委員の皆様に是非ともお願いしたいのは、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより設定されることが求められているということです。

言うまでもなく労使のイニシアティブにより設定されるということ

は、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されるということあります。

また、本審において、最低賃金審議会令第6条第5項適用の承認決議をいただいておりますが、これは全会一致で答申することを前提としております。

これらの点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、この後、各側より金額提示をお願いいたしますが、これまでの慣例によりますと、労・使の順で、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○元木部会長

それでは労・使の順で、金額提示を受けることにします。

なお、金額提示に当たっては、その根拠についての考え方を述べていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

各側の控室等について、事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。公労・公使会議はこの第1会議室、労働者代表委員の控室は2階の相談室、使用者代表委員の控室は2階の第3会議室を用意しております。第1会議室の内線は3570となっております。

公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

○土田委員

大丈夫です。

○元木部会長

では、5分後に公労会議を始めますので、労働者側の皆さんは残っていただき、使用者側の皆さんは控室へ移動をお願いします。

[ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

○元木部会長

ここから先の審議は公開となります。要旨についてお伝えします。

第1回目の労側の提示額が1,169円ということでした。使側の提示額が1,056円でした。第2回の労側の提示額が1,150円、使側の提示額が1,061円という意見をいただき、根拠も聞かせていただきました。ただ、双方の提示金額にはやや隔たりがあります。

次回は、10月14日火曜日の午後3時15分から、本日と同じ第1会議室で開催したいと思います。是非、全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側ともそれまでにご検討いただきますようお願いいたします。

次回は労側から金額の提示をお願いしたいと思います。使側につきましても、引き続きご検討をよろしくお願ひいたします。労側から先で、次に使側というような段取りで次回進めたいと思います。他に何かありませんか。

それでは、以上をもちまして、第2回専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

——了——